



第2章

体罰について

1 文部科学省の見解

● 学校教育法第 11 条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

● 体罰禁止の考え方

体罰は、違法行為であるのみならず、児童・生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。

体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童・生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生むおそれがある。もとより教員等は指導に当たり、児童・生徒一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、このために日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要である。懲戒が必要と認める状況においても、決して体罰によることなく、児童・生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切な手段で懲戒を行い、粘り強く指導することが必要である。

● 懲戒と体罰の区分について

教員等が児童・生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童・生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童・生徒、保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

● 体罰かどうかの判断

その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童・生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

平成 25 年 3 月 13 日付 24 文科初第 1269 号

「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」から 文部科学省

● 文部科学省が示した体罰等の参考事例

<p>体罰 (通常、体罰と判断されると考えられる行為)</p>	<p>身体に対する侵害を 内容とするもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。 ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。 ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。 ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。 ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩く。 ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。 ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。
	<p>被罰者に肉体的苦痛を 与えるようなもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。 ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。 ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。
<p>認められる 懲戒</p>	<p>通常、懲戒権の範囲内と判断 されると考えられる行為</p>	<p>○ 学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後等に教室に残留させる。 ・ 授業中、教室内に起立させる。 ・ 学習課題や清掃活動を課す。 ・ 学校当番を多く割り当てる。 ・ 立ち歩きの多い児童・生徒を叱って席につかせる。 ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。
<p>正当な行為</p>	<p>通常、正当防衛、正当行為と 判断されると考えられる行為</p>	<p>○ 児童・生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。 <p>○ 他の児童・生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。 ・ 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。 ・ 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。 ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

2 過去の判例から

これまでも、教員の懲戒行為が体罰であるかないかが裁判で争われてきた。

戦後の体罰関係裁判のリーディングケースとなった代表的な判決から、体罰に対する司法の判断や考え方を確認する。

● 奈良県下北山村立中学校暴行傷害被告事件（昭和 30 年 5 月 16 日判決）大阪高等裁判所

【事件の概要】

昭和 26 年 3 月 20 日、中学校教諭 T は、中学校玄関付近で、小学校 6 年生の H ほか数名が受け持ちの担任名を偽ったことに憤慨し、「中学校に入って来たらこんな味や」と言いながら、H の頭部を右手拳で一回殴打した。また、昭和 28 年 5 月 23 日、同校 S 助教諭が、講堂において中学 3 年生となった H ほか数名が喧騒であったのを再三制止したが、これに従わなかったことに腹を立て、H の頭部を右平手で一回殴打した。この 2 つの事件を合わせ、H が告訴した。

【判決（抜粋）】

体罰と認定

．．．．． 右殴打はこれによつて傷害の結果を生ぜしめるような意思を以てなされたものではなく、またそのような強度のものではなかつたことは推察できるけれども、しかしそれがために右殴打行為が刑法第 208 条にいわゆる暴行に該当しないとする理由にはならない。．．．．． 殴打のような暴行行為は、たとえ教育上必要があるとする懲戒行為としてでも、その理由によつて犯罪の成立上違法性を阻却せしめるというような法意であるとは、とうてい解されないのである。

．．．．． そして、殴打の動機が子女に対する愛情に基ずくとか、またそれが全国的に現に広く行われている一例にすぎないかということは、とうてい右の解釈を左右するに足る実質的理由とはならない。さらに、所論は親の子に対する懲戒権に関する大審院判例及びいわゆる一厘事件に対する同院判例を援用するけれども、前者の援用は主として親という血縁に基ずいて教育のほか監護の権利と義務がある親権の場合と教育の場につながるにすぎない本件の場合とには本質的に差異のあること看過してこれを混同するものであり、後者の援用は具体的事案を抽象的に類型化せんとするに帰着し、ともに適切ではない。論旨はいずれもその理由がない。

● 水戸五中暴行被告事件（昭和 56 年 4 月 1 日判決）東京高等裁判所

【事件の概要】

昭和 51 年 5 月 12 日、水戸五中では、体育館で全校生徒対象の体力テストを行うこととしていた。女性 K 教諭が「体前屈係の人は集まりなさい」と声をかけたところ、2 年生 S が「何だ K と一緒か」とずっこけ動作をした。K は S に呼び捨てにされたことに憤慨し、「言っていていいことと悪いことがある」などと叱責しながら、S の頭部を平手で押すように叩き、拳骨で数回軽く叩いた。

S は、8 日後に、脳内出血で死亡した。（殴打と死亡の因果関係は認められないと判示された。）

【判決（抜粋）】

体罰と認定せず

右懲戒は、生徒の人間の成長を助けるために教育上の必要からなされる教育的処分と目すべきもので、教師の生徒に対する生活指導の手段の一つとして認められた教育的権能と解すべきものである。

・・・・・・・・ 教育作用をしてその本来の機能と効果を教育の場で十分に発揮させるためには、懲戒の方法・形態としては単なる口頭の説教のみにとどまることなく、そのような方法・形態の懲戒によるだけでは微温的に過ぎて感銘力に欠け、生徒に訴える力に乏しいと認められる時は、教師は必要に応じ生徒に対し一定の限度内で有形力を行使することも許されてよい場合があることを認めるのでなければ、教育内容はいたずらに硬直化し、血の通わない形式的なものに墮して、実効的な生きた教育活動が阻害され、ないしは不可能になる虞れがあることも、これまた否定することができないのであるから、いやしくも有形力の行使と見られる外形をもつた行為は学校教育上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではないといわなければならない。

・・・・・・・・ 被告人の本件行為は、前期認定のとおり、刑法上法令による正当行為と認められ、・・・・・・・・ 被告人に対し無罪の言渡しをすることとする。

● 熊本県天草市立小学校における体罰に係る国家賠償請求事件（平成21年4月28日判決）
最高裁判所第三小法廷

【事件の概要】

被上告人は、平成14年11月当時、本件小学校の2年生の男子であり、身長は約130cmであった。Aは、その当時、本件小学校の教員として3年3組の担任を務めており、身長は約167cmであった。Aは、被上告人とは面識がなかった。

Aは、同月26日の1時限目終了後の休み時間に、本件小学校の校舎1階の廊下で、コンピューターをしたいとだだをこねる3年生の男子をしゃがんでだめていた。同所を通り掛かった被上告人は、Aの背中に覆いかぶさるようにして肩をもんだ。Aが離れるように言っても、被上告人は肩をもむのをやめなかったので、Aは、上半身をひねり、右手で被上告人を振りほどいた。そこに6年生の女子数人が通り掛かったところ、被上告人は、同級生の男子1名と共に、じゃれつくように同人らを蹴り始めた。Aは、これを制止し、このようなことをしてはいけないと注意した。その後、Aが職員室へ向かおうとしたところ、被上告人は、後ろからAの足元付近を2回蹴って逃げ出した。Aは、これに立腹して被上告人を追い掛けて捕まえ、被上告人の胸元の洋服を右手でつかんで壁に押し当て、大声で「もう、すんなよ。」と叱った。

【判決（抜粋）】

体罰と認定せず

Aの本件行為は、児童の身体に対する有形力の行使ではあるが、他人を蹴るという被上告人の一連の悪ふざけについて、これからはそのような悪ふざけをしないように被上告人を指導するために行われたものであり、悪ふざけの罰として被上告人に肉体的苦痛を与えるために行われたものではないことが明らかである。

Aは、自分自身も被上告人による悪ふざけの対象となったことに立腹して本件行為を行っており、本件行為にやや穏当を欠くところがなかったとはいえないとしても、本件行為は、その目的、態様、継続時間等から判断して、教員が児童に対して行うことが許される教育的指導の範囲を逸脱するものではなく、学校教育法11条ただし書にいう体罰に該当するものではないというべきである。したがって、Aのした本件行為に違法性は認められない。

（原文のまま）

3 体罰の概念規定

● 体罰の概念規定の必要性

教員等が行った懲戒行為が、体罰に相当するかどうかについては、裁判例や行政処分の手続のとおり、当該児童・生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様や強度、肉体的苦痛の度合いなどの諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断しなければならないとされている。

これまで文部科学省は、過去の事例等から、体罰、認められる懲戒や正当行為の具体例を示してきている。(8ページ参照)

当然のことながら、児童・生徒を殴ったり蹴ったりするような暴力行為は認められるものではない。しかし、司法の判断ですら、ノックする程度の拳骨や注意喚起するために肩をたたくなどの行為が体罰なのかどうかがあらかじめ判然としていない状況である。これまで、体罰禁止がうたわれながら、どのような行為が体罰であるのかということが明確ではなく、そもそも体罰とは何かということが曖昧なまま、教員はもとより、児童・生徒、保護者、関係者の間で体罰論議がなされてきている。

現在、人によって体罰のイメージが異なることや、保護者の間でも「子供が悪いことをしたのだからこの程度の拳骨は体罰ではない。」との発想が根強くある。本委員会では、体罰問題をより複雑にしているのは、体罰の概念が曖昧であるところに原因があると分析した。

日々の教育活動は、教員と児童・生徒の直接的な触れ合いや接触行為があつてこそ生き生きとなるものであり、無用な制限は教育活動の目的を阻害する。今後、教育活動が硬直化し、体罰問題により教員が萎縮したり児童・生徒が誤解したりしないよう、体罰とは何かということについて考え方を整理しておく必要がある。

そこで、教員、児童・生徒、保護者等が共通理解の下、体罰を行わず生き生きとした教育活動を展開していくために、そもそも体罰とは何かということをもより明確にすることとした。

● 体罰の定義

体罰問題が大きくクローズアップされる中、誰もが「体罰」という言葉を使用するが、人によって、そのイメージするところや解釈が微妙に異なっている。

事物の概念は、要素に共通する性質と、それらの要素を列挙することによって規定される。体罰については、これまで具体的事例が数多く示されてきているが、現在のところ確定した定義がなく曖昧であるとの指摘がなされている。

そこで本委員会では、学校教育法、刑法、判例や研究論文等を参考に、懲戒と体罰について次のとおり定義付けを行った。

体罰の定義

教員が、児童・生徒に対して、戒めるべき言動を再び繰り返させないという、教育目的に基づく行為や制裁を行うことを**懲戒**という。

懲戒には、事実行為としての注意、警告、叱責、説諭、訓戒や、法的効果をもたらす訓告、停学、退学の処分がある。

懲戒のうち、教員が、児童・生徒の身体に、直接的又は間接的に、肉体的苦痛を与える行為を**体罰**という。

体罰には、たたく、殴る、蹴る等の有形力（目に見える物理的な力）の行使によるものと、長時間正座や起立をさせるなどの有形力を行使しないものがある。いずれも法によって禁じられている。

この体罰は、その態様により、**傷害行為**、**危険な暴力行為**、**暴力行為**に分類される。

また、**暴言**や**行き過ぎた指導**は、体罰概念に含まれないが、体罰と同様に、教育上不適切な行為であり許されないものである。

体罰の定義では、肉体的苦痛がキーワードであり、必要条件である。

一方、精神的苦痛は、肉体的苦痛と同等か、それ以上に、児童・生徒の心身に大きな影響を与える場合もある。

このため、今後は、児童・生徒に精神的苦痛を与える『暴言』を体罰と同様に問題視していく必要がある。

また、部活動やスポーツ指導において、目的は誤ってはいないが、その指導内容・方法等が対象となる児童・生徒の発育・発達や心身の現況に適合していない指導や能力の限界を超えた危険な指導等を、『行き過ぎた指導』とした。

次に、この定義を基に、体罰の関連行為を分類し、それぞれの特徴、内容、具体例、想定される事例等を示すことにより、曖昧であるとされてきた体罰概念をより明確にする。

4 体罰の陰に隠れていた暴言や不適切な指導

● 暴言の例

〈口癖のようにしているもの〉

死ね 消えろ バカ アホ クズ うざい 使えねえ

〈人格等を否定するようなもの〉

デブ チビ ゴミ女 ババア 病気か お前らクソだ

〈部活動を私物化している〉

部活を辞めろ 一生使わない どうせ勝てない

● 不適切な指導の例

- ① 算数の授業中、机間指導や全体指導の際に、児童に注意を与えながら出席簿や指示棒で頭部を軽くたたいた。
- ② 野球部の練習に遅れた生徒に対して、顧問教諭が指導している最中に、当該生徒が笑ったので、「ふざけるな」と言って胸部を押した。
- ③ バレーボール部の練習中、顧問教諭が何度も同じことを繰り返し注意したのに反応することができない生徒に対し、腹部にボールを当てた。
- ④ 試合に負けたため、外部指導員が、部員18名を1列に並べ、空のペットボトルで、全員の頭を軽くたたいた。
- ⑤ 学芸会の演技指導中、教師からの呼び掛けに答えない児童に対し、気付かせるために、自らの靴を児童の近くに投げた。
- ⑥ 学級担任が、授業中に「机を蹴る」「机をたたく」「児童を廊下に出し、同児童の胸倉の部分をつかむ」等の行為を繰り返した。

● 暴言や不適切な指導はなぜ問題か

一般的に、身体に対し物理的な力を加えることをもって暴力というが、身体的な暴力と同様に、暴言や不適切な指導によるものも精神的な暴力であり、あつてはならない。

精神的な暴力は、人の記憶に一生残り心の傷となることがあること、対象となる児童・生徒とともに周囲にいる者にも同様の精神的苦痛を与えること、教員のストレスのはけ口であることが多いこと、精神的に恐怖感を与え人格を否定することで児童・生徒の言動等をコントロールしようとしていること、他の指導方法を工夫しなくなり時にエスカレートすることなどの問題点がある。

本来、児童・生徒同士のいじめを防止し、迅速適切に対応することが期待されている教員が、自ら児童・生徒をいじめるような暴言等を行うことは許されるものではない。

また、暴言等の精神的暴力は、教育指導上、児童・生徒に恐怖感や不信感を抱かせることとなり、負の学習効果しか期待できないため、体罰等の身体的暴力と同様に指導方法として用いてはならない。

そして、不適切な指導は、他の適切な指導内容・方法をもって代替することができるものであり、指導法の研究・研修を怠らないよう、教員としての力量形成に努めなければならない。

5 体罰関連行為のガイドライン

行為の分類		
名称	特徴	内容
体罰	傷害行為 (肉体的苦痛)	懲戒のうち、教員が、児童・生徒の身体に、直接的・間接的に、肉体的苦痛を与える行為 【直接的】強くたたく、殴る、蹴る、投げる等 【間接的】長時間にわたる正座・起立等
	危険な暴力行為 (肉体的苦痛)	
	暴力行為 (肉体的苦痛)	
不適切な行為	不適切な指導	教員が、児童・生徒の身体に、肉体的負担を与える程度の、軽微な有形力の行使
	暴言等	教員が、児童・生徒に、恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与える不適切な言動
	行き過ぎた指導	運動部活動やスポーツ指導において、児童・生徒の現況に適合していない過剰な指導
指導の範囲内	肉体的苦痛や負担を伴わない	注意喚起や指導を浸透させるためにやむを得ず行われた、児童・生徒の身体に肉体的負担を与えない程度の、極軽微な有形力の行使
適切な指導	懲戒行為 教育指導としての有形力の行使	学習指導や生活指導時における法令で認められた範囲の懲戒行為 スポーツ指導において、動きのタイミングを図る、注意喚起する、激励する、覚醒させるための有形力の行使
正当防衛 正当行為	肉体的苦痛を伴う有形力の行使	防衛のためにやむを得ずした有形力の行使 他に被害を及ぼす暴力行為に対して、制止・危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使
緊急避難		自己又は児童・生徒の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危険を避けるため、やむを得ずした行為

※ 本ガイドラインは、「体罰」関連行為の区分を示したものである。

ガイドライン	
具体例	想定される事例
有形力の行使により、物理的な力の程度や肉体的苦痛の有無にかかわらず、出血、骨折、歯牙破折、鼓膜損傷等の傷害を負わせた場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 授業中ふざけていた生徒を数回注意したが従わず、更に増長したため、生徒を押し倒し骨折させた。 ● メールで友人の中傷を繰り返したため、事の重大性を分からせるため、頬を平手打ちし鼓膜損傷させた。
一歩間違えば重大な傷害を負わせる可能性のある、急所・頭部・頸部に対する、あるいは棒や固定物等を使用して有形力を行使した場合や、柔道等の格闘技の技を用いた場合、又は椅子を投げ当てるなどした場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 学級会で協力せず、他の児童の迷惑になる行動をしている児童に向かって、椅子を投げ当てた。 ● 柔道有段者の教員が、廊下で反抗的な態度の生徒を背負い投げし床にたたきつけた。
頭・頬をたたく、突き飛ばす、足・臀部・脇腹を蹴る、髪を引っ張り引き倒す、長時間廊下に立たせる、長時間ランニングさせるなどした場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 試合中にミスをしてチームが負けてしまったことの戒めとして、生徒の頬を複数回たたいた。 ● 体育授業中、何度注意しても真面目にやろうとしない生徒がつばを吐いたため、後ろから足を蹴った。
手をはたく（しっぺ）、おでこを弾く（デコピン）、尻を軽くたたく、小突く、拳骨で押す、胸倉をつかんで説教する、襟首をつかんで連れ出すなどの行為を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 宿題を忘れた児童に対し、罰として鼻をつまみ、また忘れたら鼻をつまむと予告した。 ● チャイムが鳴っても教室に戻らず遊んでいた生徒の襟首をつかみ、教室まで連れていった。
罵る、脅かす、威嚇する、人格（身体・能力・性格・風貌等）を否定する、馬鹿にする、集中的に批判する、犯人扱いするなどの言動を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 授業中、解答を間違えた児童に、「犬のほうがおრიこうさん」と馬鹿にした。 ● 事情を聴取している最中、答えない生徒に対し、棒で机をたたいたりして威嚇した。
目的は誤ってはいないが、その指導内容・方法等が児童・生徒の発育・発達や心身の現況に適合していない指導、能力の限界を超えた危険な指導等	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎日、休みなく練習を続けさせ、生徒は心身共に疲労し、勉強する時間もなくなった。 ● 普段練習時間が少ないことから、合宿で経験したことのない長時間の練習メニューを課した。
腕をつかんで連れて行く、頭（顔・肩）を押さえる、体をつかんで軽く揺する、短時間正座させて説諭する、寝ている生徒の肩をたたき起こすなどの、社会通念上妥当とみなされる行為を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 友達に暴言を吐き泣かせてしまった児童を正座させ、両肩を抑えながら説諭した。 ● 授業中に騒いで立ち歩く生徒の腕をつかみ、教室の外に連れ出した。
注意、警告、叱責、説諭、訓戒 頑張りに対し肩（背中）をたたき褒める、緩慢なプレーを大声で注意する、危険行為を大声で注意する、接触プレーを直接指導するなどの場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 授業中に物を投げた児童を注意し、残りの時間を教室後ろに立たせた。 ● 大縄跳びの練習中、上手く中に入れない生徒の背中をたたきタイミングよく飛び込ませた。
殴りかかってきた生徒をかわすために押す、喧嘩している生徒の間に割って入り双方を抱え込む、棒を振り回す生徒をさす股で押さえ込むなどの行為を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 化学の実験中に、多動傾向の生徒が塩酸のピンをもって暴れたため、体を抱え込んで押さえ付けた。 ● 身だしなみを注意したところ、反抗してつかみかかってきたので、その腕をねじあげた。
校舎から飛び降りようとする生徒を引き倒したなどの行為を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 情緒不安定となり4階窓から飛び降りようとした生徒を、教室側に引き倒した。 ● 階段の手すりに腰掛けていた生徒を注意し、腕をつかんだところ、生徒が振り払おうとして転倒した。

【参考】刑法

- 第 204 条 (傷害) 人の身体を傷害した者は、15 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。
- 第 205 条 (傷害致死) 身体を傷害し、よって人を死亡させた者は、3 年以上の有期懲役に処する。
- 第 208 条 (暴行) 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2 年以下の懲役若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
- 第 222 条 (脅迫) 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。
- 第 223 条 (強要) 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3 年以下の懲役に処する。
- 第 230 条 (名誉棄損) 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。
- 第 231 条 (侮辱) 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。
- 第 35 条 (正当行為) 法令又は正当な業務による行為は、罰しない。
- 第 36 条 (正当防衛) 急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。
防衛の程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。
- 第 37 条 (緊急避難) 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。